



Title	韓国における公営卸売市場の現状と問題点 : ソウル可楽洞卸売市場青果物部門を中心として
Author(s)	崔, 東柱; Choi, Dong Joo
Citation	北海道大学農経論叢, 50, 253-266
Issue Date	1994-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/11103
Type	departmental bulletin paper
File Information	50_p253-266.pdf



韓国における公営卸売市場の現状と問題点

— ソウル可楽洞卸売市場青果物部門を中心として —

崔 東 柱

The Present Condition and Problems of the Seoul Karakdong Municipal Agricultural Products (Fruits and Vegetables) Wholesale Market of Korea

Choi Dong Joo

Summary

This study investigates the distribution systems and present conditions of the Seoul Karakdong wholesale market for agricultural products. The results of this study are as follows : 1) Immaturity of the distribution system in the collection process is caused by the inefficiency in the collection of agricultural products by wholesalers and their dependence on intermediate wholesalers on the collection activity. As a result, intermediate wholesalers took over the task of distribution and in turn passed on the task to other sub-intermediate wholesalers. 2) The presence of retailers and street stalls in the wholesale market, shifting the cost to producers and consumers of unloading and delivery to the wholesale market, and the contradictions of the tax system, reduce the efficiency in functioning of the wholesale market.

はじめに

1962年策定の第1次経済開発計画を契機に、韓国経済は以降1990年まで、年平均8.8%にも及ぶ高い経済成長を達成した。こうした経済成長は、都市

人口を急速に増大させ、青果物に対する需要を急激に増大させてきた。また、都市勤労者の所得水準の上昇は、単に青果物需要を増大させただけでなく、その多様化、高級化をも引き起こしてきた。他方、農業生産技術の進歩とその全国的普及は、農産物生産を急増させ、それまで自給的色彩の濃かった農業を急速に商業的農業へと転回させ、新たな産地を各地に形成してきた（註1）。

生産と消費の以上のような変化は、流通構造を“旧態依然”としたものから近代的なものに転換していくことを要請せずにはおかない。こうした事態に対応して、政府は1976年12月、「農水産物流通及び価格安定に関する法律」（以下「農安法」と略記）を制定・公布し、従来の非現実的な諸制度（類似卸売行為の禁止、1都市1市場の原則など）を廃止し、実現可能な制度に改めるとともに、農産物流通機構の整備による流通近代化の方向を打ち出した。続く1977年8月、「農水産物流通センター」の設立方針を決定し、更に86年12月、「第2次流通近代化基本計画」を策定し、差し当たり人口30万人以上の都市に公設卸売市場を建設していく計画を決定した（註2）。前者の計画に基づき、85年、ソウルの可楽洞に約1,000億ウォンの投資で初の公設卸売市場が設立され、後者に基づき92年末までに比較的大規模な施設を整えた公設卸売市場が5つの都市に設置され、今後更に28ヶ所設置される予定になっている（註3）。

しかし、既に設置された公営卸売市場では、日本の卸売市場法をほぼそのまま模倣した形で「農安法」を制定したために、韓国の実状との間に齟齬が生まれている。また、卸売市場のための流通環境が成熟しておらず、流通担当者が旧態依然とした商慣習から脱皮していないことなどを背景に、制度と実態との乖離が生じ、本来の公営卸売市場建設の意図とはずれた結果を招くことになっている（註4）。

本稿は、この点に着目し、既存資料と現地の聞き取り調査によって、ソウル市可楽洞公営卸売市場の青果物部門を対象として、卸売市場をめぐる流通環境、卸売市場内での取引方法・組織、流通実態、そして運営管理方式などの検討を通じて、問題点を考察することを課題とする。

1. 卸売市場の種類とその特徴

韓国には、開設者の違いによって、3種類の農水産物卸売市場が存在する。それは、①「農安法」に基づいて地方自治団体（市）が開設する「法定卸売市場」、②農・水・畜産協同組合と農水産物流通公社が販売事業の一環として開設する「共販場」、そして、③小売市場の開設許可を取った個人が実際には卸売市場機能を果たしているが法的には認められていない「類似卸売市場」である。法定卸売市場は、政府の投資によって開設者（管理公社）が直接管理する「公営卸売市場」と、民間が投資して指定卸売人に管理・運営業務を代行させる「一般卸売市場」とに分かれるので、都合、制度卸売市場が3種類、非制度卸売市場が1種類存在していることになる。

これらの市場の特徴は、以下の如くである。まず、法定卸売市場と共販場は、セリあるいは入札による取引を原則とし、仲買人は、取扱高を誠実に申告する税務上の義務を負っている。共販場は、自分の敷地内で卸売活動ができるのはもちろん、公営卸売市場の敷地内で指定卸売人とならんで卸売活動をすることも可能である。後者の場合、共販場は、公営卸売市場の開設者である地方自治体（市）の管理を受けずに、共販場の開設者である農・水・畜産協同組合の中央会及び農水産物流通公社の管理を受けることになる。また、類似卸売市場は都心の消費地域で自然的に発生した卸売市場である。そこでの卸売業者の集荷・卸売は買取あるいは委託の形態で行われている。しかし、ここでは、不公正な価格操作や取引量操作、及び税源の隠蔽が指摘され、さらに都市の交通渋滞に拍車をかけていることなどから、政府はこれを次第に公営卸売市場に整理しようとしている。

これら、3種類の卸売市場は、1992年末現在、法定卸売市場が54ヶ所（指定卸売人は69社）、共販場のうち農・水・畜産協同組合の開設しているものが133ヶ所、農水産物流通公社が開設しているものが1ヶ所（花き部門）あるが、それらは大都市であるソウル、釜山、大邱、仁川、光州、大田などに集中している。また、類似卸売市場は79ヶ所（1990年末）があり、ソウル、京畿道と慶尚南・北道に多く分布している。

2. 可楽洞公営卸売市場の運営の現状

1) 施設と管理運営

可楽洞卸売市場は、単一卸売市場として東洋最大の規模を誇り、1992年度末で、敷地面積164,277坪、建物47棟（総面積は76,434坪）を有し、青果物市場、水産物市場、畜産物市場によって構成されている総合卸売市場である。

1992年度の取引実績を見てみると、青果物の数量と金額はそれぞれ全体の89%、64%を占めている。中でも、野菜類は数量ベースで全体の77%、金額ベースで全体の46%程度であり、卸売市場内で一番大きな比重を占めている。

公営卸売市場の管理は、「農安法」によって、開設者（市）自身が管理する場合と、開設者が作った卸売市場管理公社が管理する場合とがあるが、可楽洞卸売市場は、後者に属し（なお、他の公営卸売市場はすべて開設者（市）自身が直接に管理している）、指定卸売人の指定権限（承認・取消権限は国の農林水産部）、仲買人の許可・取消権限、売買参加人の登録とセリ人の承認権限は、開設者（市）にある。

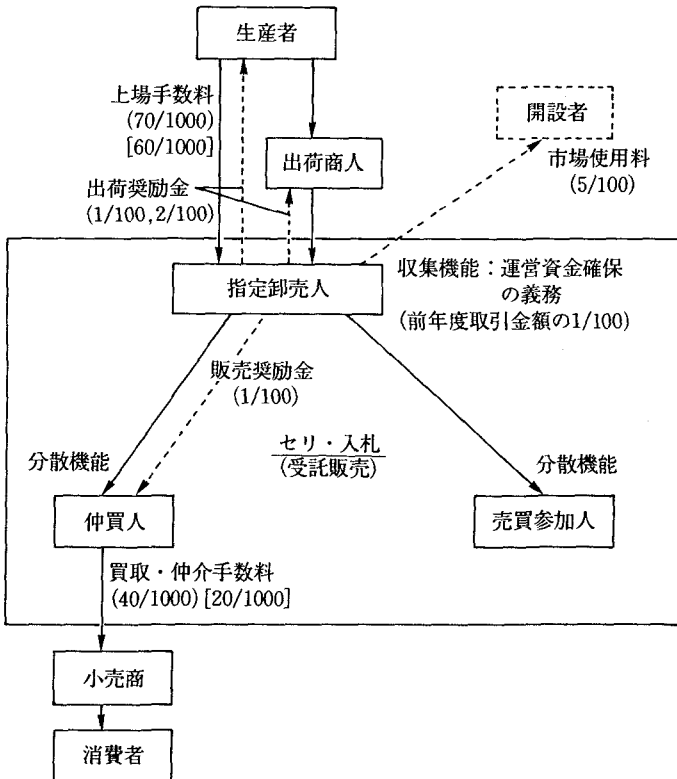
市場では、収集機能は指定卸売人が、分散機能は仲買人と売買参加人が担当している。卸売市場の指定卸売人が行う卸売取引は上場セリまたは入札による受託販売方式が原則であるが、特別の事由がある場合には自己計算での買取り集荷、定価又は随意販売ができる。指定卸売人は出荷者保護のために、開設者に保証金を納付する義務があり、収集機能のために運営資金（前年度の取引金額の1/100以上）を確保しなければならない。また仲買人も、取引金額の精算のため指定卸売人に保証金を預けておくことが義務付けられている。指定卸売人が開設者に納付する市場使用料は取引金額の5/1,000以内である。青果物出荷者が指定卸売人に支払う上場手数料は60/1,000（「農安法」の規定では70/1,000以内）であり、また仲買人の仲介手数料は20/1,000（同40/1,000）となっている。

可楽洞卸売市場における仲買人の仲介業と卸売業の取引比重は2：8程度である。一方、指定卸売人は出荷者に対して出荷奨励金（一般出荷者：取引金額の1/100、優秀出荷者：取引金額の2/100）を支給する。他方、指定卸売人は仲買人に対しても販売奨励金（取引金額の1/100）を支給する。奨

励金制度は「農安法」に定められていないので、指定卸売人によってその運用に若干の差がある。売買参加人は大手需要者が中心であり、仲買人と共に、セリ又は入札に参加して農水産物を買入し、流通段階を短縮させて消費者に販売する役割を果たしている（図1）。

基本的には以上のようなものであるが、可樂洞公営卸売市場は、設立に当たって、諸般の事情から旧龍山卸売市場（法定卸売市場と類似卸売市場の混在した市場）の関係者をそのまま移転させざるをえなかったため、「農安法」では存在が許されない補助仲買人（法定仲買人から買取り小売商に売渡す商人で、

図1 法定卸売市場の取引システム



(資料) 農水産部【業務資料 (市場課)】1992年, より作成。

註) []はソウル特別市農水産物卸売市場条例によること。

「中販」と呼ばれている）や小売商が広範に残存することとなった（註5）。それらは、設立当時に比べ減少してきたとはいえ、様々な取引活動を行っており、市場の取引を複雑なものにしている。

2) 青果物部門の取引実績と各業者の状況

1992年の市場取引数量は217万4,961 t（1日平均6,473 t）で、86年の設立時に比べて196%増加している。また、取引金額は291億ウォン（同28億ウォン）と86年に比べて417%も増加し、この間、いかに単価の上昇が著しかったかをうかがわせている。品目別取扱高を見ると、野菜類では白菜、大根、玉葱、西瓜、馬鈴薯、果実ではリンゴ、ミカン、バナナ、梨、桃の順となっている。

表1は指定卸売人の年度別セリ実施率（数量基準）を見たものであるが、農協（共）は86年度以降、果実類と野菜類とも100%セリを実施している。

表1 可楽洞卸売市場における指定卸売人別セリ取引率の推移
（数量ベース）

（単位：%）

指定卸売人	品 目	年 度							
		1985	86	87	88	89	90	91	92
ソウル青果	野 菜	5	11	15	15	13	16	76	32
	果 実	64	80	97	99	99	96	99	100
	青果物全体	17	21	24	27	29	29	53	45
農協（共）	野 菜	85	100	100	100	100	100	100	100
	果 実	96	100	100	100	100	100	100	100
	青果物全体	90	100	100	100	100	100	100	100
中央青果	野 菜	8	20	11	8	7	25	50	70
	果 実	29	49	29	10	31	46	95	100
	青果物全体	17	29	14	9	14	30	63	78
同和青果	野 菜	16	9	9	7	10	15	22	47
	果 実	93	100	100	100	100	100	100	100
	青果物全体	21	12	13	11	15	20	28	51
韓国青果	野 菜	1	5	5	9	10	8	16	38
	果 実	97	86	86	100	99	100	99	100
	青果物全体	8	9	9	13	15	12	23	42
卸売人全体	野 菜	11	16	17	17	17	22	36	50
	果 実	69	76	80	73	77	81	98	100
	青果物全体	21	22	24	24	25	28	45	57

（資料）ソウル市農水産物卸売市場管理公社【統計資料集】1993年度版より作成。

しかし、ソウル青果（株）、同和青果（株）、韓国青果（株）は、果実類でこそ88年より99%以上のセリ実施率となっているが、野菜類ではほぼ半数以下となっている。中央青果（株）（経営不振のために指定卸売業者資格を取消された江東国際青果（株）の後を継いで89年5月活動を開始）は、91年以降、果実類で90%以上、野菜類で50%以上のセリ実施率となっている。こうしたセリ実施率の急上昇は、91年7月、21品目がセリ品目指定され、更に92年1月、29品目が追加指定されたことによるものである。しかし、聞き取り調査によれば、相当な数量がセリを装いつつ、実際には様々の便法的取引で取引されているようであり、大きな問題となっている。

次に、仲買人の状況であるが、ソウル青果、農協、中央青果では果実と野菜を担当する仲買人が半半ずつであるが、同和青果と韓国青果では野菜の仲買人がほとんどである。果実部の仲買人は91年まで継続的に減少していたが、92年に、果実部売買参加人をそれぞれの指定卸売人の仲買人として昇格させたため、開設時点からみれば22%増となっている。また、出荷された全量が市場に上場されるが、仲買人セリ取引は政府が指定した53品目（1993年10月現在）に限られている。

1992年度の指定卸売人別仲買人の取扱高規模構成と平均取扱高を、果実類と野菜類とに分けて見ると、前者ではソウル青果（株）が7億5,300万ウォンで1位であり、平均取扱高は5億8,200万ウォンであった。後者では農協（共）が12億5,800万ウォンで1位であり、平均取扱高は10億4,200万ウォンであった。また、野菜類を取扱う仲買人の取扱高の方が高かった。全体の平均取扱高は8億4,900万ウォン程度であり、これを仲介業と卸売業の比重を2:8と想定して税率に基づいて換算すると、2,116万5千ウォンの収入となり、1992年度の都市勤労者の家計所得1,627万ウォンに比べて489万2千ウォン多い計算になる。しかし、仲買人は自己計算に基づき売買差益をえる仲卸売業務を営んでいるのであり、可楽洞卸売市場の場合は売買差益は取扱高の約10%程度である。仲買人の平均取扱高に10%のマージンを乗じると8,490万ウォンになり、それに卸売業者の税率を適用して換算すると5,962万ウォンの収入になる。これは都市勤労者の家計所得の3.66倍に相当する（表2）（註6）。

売買参加人の実際の機能は仲買人とほぼ同じであり、1992年の売買参加人

表2 青果物部門における仲買人の取扱額別の人数(1992年) (単位:人, 百万ウォン)

		ソウル青果	農協(共)	中央青果	同和青果	韓国青果	計
果	3億未満	2	1	8	3	6	20
	3~4.8億	20	9	18	20	37	104
	4.8~7.2億	24	32	30	37	21	144
	7.2~9.6億	17	13	34	11	7	82
	9.6~12億	13	12	17	3	4	49
	12~18億	9	9	14	1	2	35
	18~24億	8	2	3	0	0	13
	24億以上	9	0	3	0	0	12
合計		102	78	127	75	77	459
平均取扱額		753	553	612	529	387	582
野菜	3億未満	36	12	5	4	18	75
	3~4.8億	38	17	19	51	62	187
	4.8~7.2億	20	14	26	41	32	133
	7.2~9.6億	14	9	15	32	33	103
	9.6~12億	3	6	9	15	15	48
	12~18億	4	13	6	19	15	57
	18~24億	6	1	1	8	5	21
	24億以上	1	2	1	2	5	11
合計		122	74	82	172	185	635
平均取扱額		991	1,258	1,505	930	890	1,042
仲買人数合計		224	152	209	247	262	1,094
平均取扱額合計		883	896	962	809	742	849

(資料) ソウル市農水産物卸売市場管理公社【統計資料集】1993年, 可楽洞卸売市場青果物類仲買人協会資料より作成。

はほとんど野菜類を取扱っているし, ソウル青果と韓国青果の売買参加人の約半分ぐらいは白菜, 大根を取り扱う「中販」の役割を果たしている。

3. 可楽洞卸売市場の当面する問題点と課題

1) 産地出荷体制の未熟性

韓国の営農形態は小農(1戸当り平均耕作面積:1.2ha)であり, 個別出荷が難しい。そのため, 産地共同出荷組織の必要性が生まれ, 農協が1970年から作目班を組織・運営し始めて, 1992年には全国的に14,000カ所が作られた。しかし, そのうち4,000カ所だけが先進組織として分類されているが, その活動内容は共同輸送段階に留まっている。1991年度の農協全体の共同販売実績は3兆4,360億ウォンであり, そのうち青果物の割合は47.6%を占め

ている。しかし、青果物の協同組合による共同出荷は、数量ベースで20%以下にすぎないと推定されている（註7）。野菜類では個別出荷の比重が70%程度になっており、一般野菜（白菜、大根、玉葱など）の場合には青田・庭先販売方法が33%以上を占めている。その理由として、農家の収穫期の労働力不足、流通情報の不足、販売及び価格変動に伴う危険負担の転嫁、及び一度に多額の販売代金の回収などがあげられるよう（表3）。

2) 指定卸売人と仲買人の機能の未分離

指定卸売人が産地収集活動のために開設した産地出張所は、1987年度までは皆無の状態であったが、1992年度には1,466カ所になっている。だが、そのうち農協（共）が1,454カ所を有しているのので、残り4つの指定卸売人はわずか12カ所の産地出張所しかもっていないことになる。そして可楽洞卸売市場の場合、1992年度の指定卸売人の集荷（数量）比率は、48%の105万1千359 t にすぎない。結局、残り52%は仲買人やその他の流通従事者に依存しているのである。こうした現状は、仲買人が集荷したものに対する記録上場（伝票上では指定卸売人が販売した物とすること）と言う変則制度を作りだした。記録上場制は、一方で仲買人に取扱高を増加させることによって許可基準をクリアさせ、他方で指定卸売人に記録上場手数料（1992年：0.5～1.5%）の取得を可能とさせている。しかし、それは同時に、指定卸売人の集荷比率が上昇しないという問題をももっているのである。

指定卸売人の集荷力が弱体であるため、本来、分散機能を担うべき仲買人

表3 主要青果物の販売方法別の比率

(単位：%)

	個 別 出 荷					共 同 出 荷			合 計
	青 田 販 売	庭 先 販 売	市 場 出 荷	その他	小 計	自 体 共 同	共 同 組 合	小 計	
白 菜	48.7	11.7	27.6	—	88.0	3.5	8.5	12.0	100.0
大 根	28.6	4.8	38.1	—	71.5	19.0	9.5	28.5	100.0
唐 辛 子	1.2	29.5	67.0	0.3	98.0	0.9	1.1	2.0	100.0
ニンニク	8.3	20.1	61.4	3.5	93.3	2.8	3.9	6.7	100.0
玉 葱	38.5	23.1	30.8	0.7	93.1	—	6.9	6.9	100.0
リンゴ	—	19.5	51.4	—	70.9	2.3	26.8	29.1	100.0
梨	—	—	40.0	—	40.0	38.0	22.0	60.0	100.0

(資料) 農水産物流通公社『農水産物流通総覧』1990年より。

が同時に収集機能をも担当し、反面で仲買人が担うべき分散機能（主に白菜、大根）を「中販」という商人が一部分担せざるをえない状況となり、制度と実態との乖離が卸売市場内で生じている。

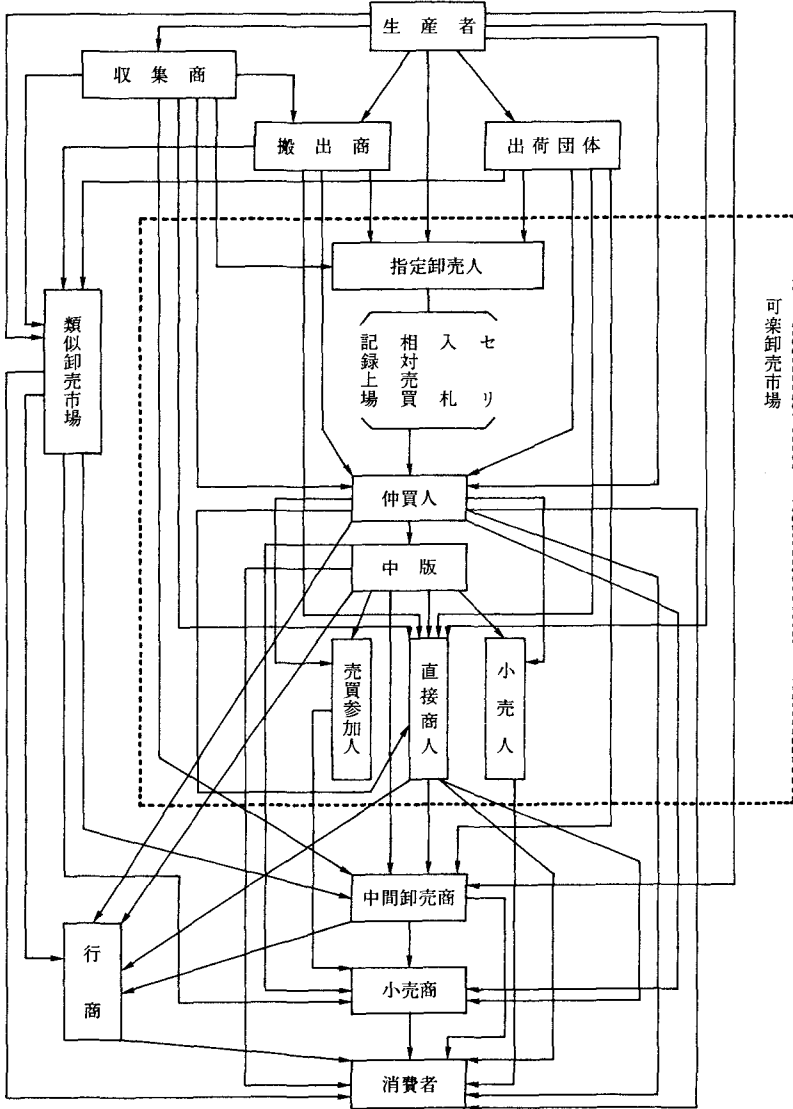
1990年に指定卸売人別の仲買人の機能を分析した韓国農村経済研究院の調査資料によると、果実類では収集機能が13.3%、分散機能が70.5%、収集兼分散機能が16.1%、野菜類ではそれぞれ8.4%、47.9%、43.7%であり、収集機能は野菜類でより強かった。その理由は野菜の場合は規格化が果実より遅れ、セリ取引率が低いからである。特に白菜、大根などの重量野菜の分散機能は、「中販」が担っているケースが多い。指定卸売人が野菜類の収集機能を高めるため、収集能力が大きい大手の仲買人を指定卸売人の構成員として迎え入れるケースも見られた。このように仲買人は、本来的な中継段階における分散機能だけではなく、直接収集活動も行っているのである（図2）。

また仲買人が小売りを兼営する例も見られ、1992年の聞き取り調査によれば、同和青果の仲買人244名中約60%が卸売兼小売を行っている。地方都市の場合には、ソウルよりもっとその比重が高いとみられる。

3) 卸売市場内の小売商、露店商等の存在

可楽洞卸売市場内には現在前述したような多数の「中販」および小売商や露天商などが存在している。それは旧龍山青果卸売市場内で営業していたもの全てに既得権を認めて、可楽洞市場に移転させたためであるが、その結果、卸売市場内の流通機能の業務分担が極めて曖昧になり、卸売市場本来の機能を十分に果たしているとはいえない状況となっている。ソウル市はこの問題を解決するために、1988年5月に可楽洞市場内の元糧穀卸売市場建設予定地に「直販場」を建設し、補助仲買人と小売人を統合して「直販商人」と言う新名称を付けて入居させようとした。しかし、1990年9月現在、「直販場」への入居を拒否し、ソウル市農水産物卸売管理公社から「中販」として認められた者が13名、指定卸売人に認められた中商人連合会所属の「中販」が620名存在している。更に、中商人連合会に所属していない「中販」が、約400名存在すると推定されている（註8）。これらの「中販」は、ソウル市農水産物卸売管理公社の公式資料には含まれていない非許可商人である。85年

図2 可楽洞卸売市場の流通実態



(資料) 趙炳贊『韓国市場経済史』東国大学校出版部、1992年、p286を参考に作成。

註)「中販」は主に白菜と大根だけを取り扱っている。

当初3,279名であった補助仲買人と小売商人は、徐々に減少しているが、92年末でも1,381名（直販商人）存在している（当初の42%）。また、可楽洞市場内には多数の露天商も存在しており、93年10月現在で農協（共）を除いて約500人の露天商が存在している。卸売市場内の小売商や露店商の存在は卸売市場本来の機能を低下させ、市場内の交通混雑の大きな原因になっている。

4) 荷下ろし料と市場内の配送料の負担

旧龍山青果卸売市場で荷捌きを担当していた荷役労働組合も、可楽洞卸売市場の開場と同時に龍山から移転し、卸売場の荷下ろしと市場内の配送作業を行っている。荷役労働組合は指定卸売人と協議して品目及び重量別の荷役労賃協定表を作り、荷下ろしの場合は出荷者から、市場内の配送の場合は仲買人もしくは売買参加人から、料金（取引金額の約1～2%程度である）を徴収している。こうした流通費用の徴収は「農安法」に違反し、流通費用を増加させ、その費用を生産者と消費者とに転嫁させるものとなっている。なお、92年末現在、5社の指定卸売人と荷役業務契約をしている荷役労働組合員は、1,209人であり、彼らは主に台車やリヤカーで荷役作業を行っている。

また、市場建設時の計画では、荷捌き作業はベルトコンベヤーシステムと機械化を前提としていたが、実際にはそれは実現せず、荷捌き作業は卸売場への大型トラックの直接進入による手作業で行われている。このため卸売場の床が破壊され、粉塵による環境悪化も発生し、荷役労働者はもちろん、市場に出入りする各業者の健康面への影響も懸念されている。

5) 税制上の問題点

法定卸売市場においては、上記のように諸市場構成者が活動を行っているが、それぞれの性格や事業内容により税制上、大きく区別されている。ここから様々な問題が発生している。第1に法定卸売市場内では同じような役割を果たしているにもかかわらず、指定卸売人は20～34%の法人税率が適用され、共販場の場合は5%の法人税率が適用されている。両者の間には大きな差があり、指定卸売人の事業意欲を低下させる一つの原因になっている。第2に、仲買人は税制上サービス業に区分され、付加価値税（取引量の10%の

間接税)が賦課されるが、指定卸売人・共販場は同じサービス業にもかかわらず、いずれも付加価値税は免除されている。また、小売商(振り売り、露店商、座商など)は零細で事業者登録がない場合が多く、その上、取引件数が多い割には取引金額が小さい場合が多いため、計算書の作成と交付に時間と費用が掛かり過ぎることから、課税が事実上困難となっている。

以上の諸問題は、法定卸売市場の機能を弱体化させるとともに、税源を隠蔽できる類似卸売市場に相対的なメリットを与える可能性を含んでいると言える。

ま と め

ソウル市可楽洞卸売市場は韓国最初の公営卸売市場であり、その規模は単一市場として東洋最大を誇っている。そのため同市場は韓国の卸売市場の発展に大きな役割を果たすことが期待されている。

しかし、産地の共同出荷組織の未発達に伴う産地段階の規格化・包装化の遅れと産地流通情報システムの未成達は、卸売市場内での価格形成機能を大きく低下させ、仲買人の産地集荷活動の存続を許す背景ともなっている。特にそれは、野菜での青田・庭前販売の広範な存在の原因になっている。またこのことは、小売が市場内に同居していることと相まって、市場敷地内に膨大なゴミを発生させ、市場内の衛生を悪化させ、更に様々な被害を近隣に及ぼす要因にもなっている。

可楽洞卸売市場では、各流通主体を選定・入居させる時に、類似卸売市場の構成員をまるごと受け入れた。そのために、卸売市場内の流通担当者の役割分担がスッキリせず、お互いに重複しあっている。こうした機能の未分化と零細な小売商や露店商の存在が、流通費用を増大させ、卸売市場本来の機能を低下させ、さらに交通混雑をも招く原因となっている。

また、荷役労働組合の存在は法的な根拠もないし、それによって発生する費用は出荷者と消費者に転嫁されている。その対策としては、指定卸売人への荷役労働組合の吸収、または新しい荷役会社の設立などが必要であろう。更に、不公正な租税政策も公営卸売市場の発展を阻害する原因となっている。

以上の諸問題を解決し、卸売市場制度を十全に機能させるためには、「農

安法」を韓国の実状に適合するように改正し、その原則に基づいた効率的な政策展開を図っていくことが、何よりも必要とされよう。

(註)

- (註1) 権元達〔9〕 pp. 11~12。
 (註2) 趙炳贊〔6〕 pp. 215~216, p. 243。
 (註3) 農林水産部〔10〕 p. 67。
 (註4) 玄柄彦〔1〕 pp. 93~98。
 (註5) 趙炳贊〔6〕 p. 230。
 (註6) 農林水産部・農水産物流通公社〔11〕 p. 203, 卸売業の税率を適用して計算する。
 (註7) 韓国農村経済研究院〔3〕 p. 134。
 (註8) 韓国農村経済研究院〔2〕 p. 121。

引用・参考文献

- 〔1〕 玄柄彦「韓国青果物卸売市場における制度と実態の乖離に関する実証的研究」神戸大学博士学位論文(1988年)
 〔2〕 韓国農村経済研究院「可楽洞農水産物卸売市場の効率的な管理運営方案研究」C 90-7, 1990年。(ハングル)
 〔3〕 韓国農村経済研究院「主要青果物の市場体系改善方向」研究報告258, 1992年。(ハングル)
 〔4〕 韓国農水産物卸売市場協会「農水産物流通及び価格安定に関する法令集」1991年。(ハングル)
 〔5〕 韓国食品流通学会「食品流通研究」第6巻1号, 1989年6月。(ハングル)
 〔6〕 趙炳贊「韓国市場経済史」東国大学校出版部, 1992年。(ハングル)
 〔7〕 金正璵「青果物指定卸売人の機能向上に関する研究」中央大学校修士学位論文(1988年12月)(ハングル)
 〔8〕 権元達「可楽洞農水産物卸売市場の運営実態と改善課題」『食品流通研究』第4巻1号(1987年6月)(ハングル)
 〔9〕 権元達「農水産物卸売市場」韓国農水産物卸売市場協会, 1989年。(ハングル)
 〔10〕 農林水産部農産物流通局「業務資料(市場課)」(1992年10月)(ハングル)
 〔11〕 農林水産部・農水産物流通公社「農水産物卸売市場参考資料」1992年。(ハングル)
 〔12〕 農水産物流通公社「農水産物流通総覧」1990年。(ハングル)
 〔13〕 農水産物流通公社「農水産物卸売市場総合診断と機能強化方案」1991年。(ハングル)
 〔14〕 農産物市場研究会「問われる青果物卸売市場」筑波書房, 1990年。
 〔15〕 ソウル特別市農水産物卸売市場管理公社「統計資料集」1993年。(ハングル)
 〔16〕 山本博信「現代日本の生鮮食料品流通」農林統計協会, 1993年。